



阿保友一郎  
師範有造学  
校最初の教員。

怠惰不勉強ニシテ舎長教官ノ戒諭ヲ用キサル者」、「已ムラ得サル  
事故アリト雖モ断ナク外宿スル者」、「数度校則ヲ犯ス者」、「己  
ノ私ヲ挟ミ他生ヲ煽動シ舎長或ハ教官ニ抗スル者」は退学を命じら  
れる。もつともすぐ退学させるのではなく「改良所ニ入レテ改心セ  
シメ共悔悟ノ実ヲ得テ然ル後再ヒ入学ヲ許ス」という寛大な教育的  
措置が考えられている。

最後に附録としての校則凡例であるが、修学期間四か月のうち  
「下等小学科ヲ一か月ノ修業上等小学科ヲ三ヶ月ノ修業」とし、「終ノ一ヶ月ニ於テ附属小学校ニ入レ幼年生徒ヲ  
輪巡ニ教授セシム」るもので、四か月のうち一か月は教育実習である。しかも毎週「一時間附属小学校ニ入レ親シ  
ク授業ヲ参観」させるから、現在の観察、参加をそのころから実施していたわけである。

毎日の授業については午前九時から一二時、午後一時から三時までの五時間であり、夏は午前七時から一二時ま  
でとなっている。また教科書についても上等・下等の各級ともそれぞれ適当な教科書が指定されている。

教員履歴のところでは阿保友一郎についての履歴事項が記載され、もう一人の教員高原元吉についての履歴は無  
い。これは副教員すなわち助手格であるので履歴を載せなかったのであろう。

教員給料については、訓導は月給二〇円、副教員は月給一〇円である。

舎長一人の給料については、一か年七二円、一か月六円とある。

生徒員数は「貳拾人」であるが、「但書」に「漸次増員ノ見込」とある。

学校費用は、書籍器械など入費が一か年二八〇円、管理入費並びに諸雑費が年二四八円、雑務係並びに小遣など  
給料が一九二円、総計一、〇五二円であり、この費用は県費でなく委託金で賄うつもりであるとしている。

「此項委託金並ニ生徒員ニ對シテ一カ月四回給付するが此れも委託金で賄うつもりであり必ずべてを文部省に願

附属小学校

学制が頒布されると、県下各地に漸次小学校が開設されたが、津では一八七三年(明治六)二月五  
日、まず陸軍省所轄の旧藩校有造館の学舎を仮用して三番中学区(第二大区通算第三七番中学区)  
に小学第一校を開設した。次いで七月一〇日校名を改めて安濃津学校としたが、師範学校を創設するに当たってこ  
こが適地であると目をつけられ、校舍改造のため五月一三日から一か月半ほど休校になった。そして七月八日、師  
範有造学校附属小学校として再出発をしたわけであるが、附属小学校とするにあたり、校則について文部省に伺い  
を出している。それは第一章を通則として上・下等の区分、入学期、入学手続、授業料などを定め、第二章を試業規則  
として試験に関する種々の規定を述べ、第三章を生徒控所掲示として種々の校内規則を掲げ、第四章を生徒係心得  
として事務員の取り扱うべき事項を定め、第五章を休日として期日を掲出し、最後に教場参観心得を掲げている。

この申請に対して文部省は四月二三日付けで「伺之通」として許可を与えたが、委託金の使い方についてはおっ  
て通知する。また学校の種別は官立でなく公立とすべきだと通知してきた。

そこで県は、早速、学校設立の具体案を考え、場所を申請書のとおり陸軍省所管の旧藩校有造館跡にあった安濃  
津学校の一部旧演武場と定め、附属小学校に安濃津学校を充てることとし、模様替えや修繕、あるいは書籍器械な  
どの見積書を作って文部省の指示を仰いだ。

右の諸事務は県庁の学務課が取り扱ったものであるが、特に師範有造学校の設立について「企画・幹事」したの  
は学校系の柚原具致であった。

生徒募集

師範有造学校の設立について、文部省は五月二日付けで許可を与えたので、県では早速生徒募集を  
行うこととし、五月二〇日付けをもって「師範有造学校設立ニ付入学志願ノ者心得方」(『公文全誌』  
一八七五年)を布達し、「師範学校生徒廿歳(學術品行教員タルヘキ目的アルモノハ十八歳)以上四十歳以下ニシ  
テ略普通ノ書ヲ講読シ得ルモノ先二十名ヲ募リ」(『三重県史料』)、応募者の中から服部翼ら二四人を選抜入学

させ、訓導一人、副教員一人の計二人の教師で授業を開始した。

創立当時の教職員構成は右の訓導阿保友一郎（月給二〇円）と副教員高原元吉（月給一〇円）、並びに舎長井上稔左衛門（月給六円）、雑務係野田源左衛門（月給五円）、同横田寛左衛門（月給五円）の五人であった。

第一回 卒業生 教科書に小学校用書を用い、その教授方法を伝習練習させたが、入学四か月後の二月四日に成績優秀な服部翼ら八人を第一回卒業生として第一等証書を与えて県下教育界に送り出した。

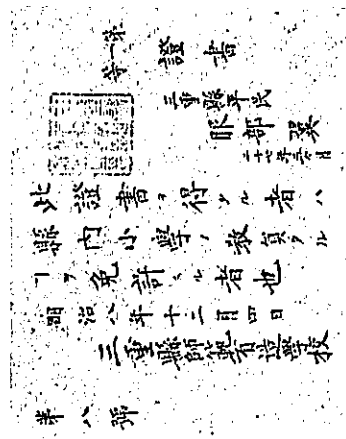
送り出された教師は当初「訓導心得」と称されたが、これは東京や大阪や宮城の官立師範学校の卒業生が「訓導」という名称であったので、恐らくそれとの混同をさけるため一歩退いて「訓導心得」としたものであろう。その等級月俸は次のとおりであった。

第147表 小学訓導心得月俸表

一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	六 等
一〇円	九 円	八 円	七 円	六 円	五 円

（三重県史料）

卒業生の呼称を訓導心得としたのは七五年五月二四日付け文部省への伺いによったものである。ところがその後文部省から地方の便宜によって「訓導」と呼称してもよいとの違があったので、念のため七六年三月一七日にさらに伺いを立てたところ、「伺い通」という指令があった。そこで四月以降は師範有造学校卒業生はすべて「訓導」といふ呼称となった。



第一等証書 第1回卒業生服部翼に授与された証書。服部専彦蔵。

校舎新築準備 生徒募集も別々に行われ、師範有造学校では五月二〇日に貸費生二〇名、自費生一〇名の募集を行い、修学期間を六か月ないし一〇か月に改めた。

先に度会県師範学校のところで述べたように、九月になると校名の変更が行われた。すなわち、津にあった師範有造学校は津師範学校、山田にあった度会県師範学校は山田師範学校となったのである。この変更は多分、山田の師範学校の名称変更起因したものであろう。すなわち、度会県は四月一八日限りで無くなっているにもかかわらず、名称を度会県師範学校としておくのはいかにも不相応であるからである。そこで両校とも所在の地名をとって津師範学校、山田師範学校としたものであろう。

師範有造学校は一八七五年（明治八）七月に設立されたが、校舎は陸軍省所管の旧藩校の一部を借用したものであり、安濃津学校の中へ割り込んでそこに居座ったものである。ところが定員も当初の二〇名より増加して三〇名となり、将来さらに増加しなければならない。すなわち三重県より人口の少ない度会県では定員が既に一〇〇名であるから、少なくともこれ位までは増員せねばならないであろう。それに度会県では一八七六年（明治九）一月に立派な校舎を新築しているので、それに刺激されたこともあるのであろうか。七六年になると別の土地を求めて校舎を新築する計画が立てられた。場所は現在の津新町駅の北東二〇〇位の所で三月には校舎の絵図面（見取図）も作られた。

また年末に起きた伊勢暴動によって山田師範学校は焼失したが、津師範学校の方は幸いにも被害がなかった。

## 二、三重県師範学校の誕生

### 三重県師範学校の誕生

一八七六年（明治九）二月に伊勢暴動が起こって山田師範学校は焼失した。県ではその善後策を考えたが結局山田師範学校は再建せず、これを津師範学校に合併することとし、七七年（明治一〇）一月二日、合併後の名称を三重県師範学校とすることを県下に布達した。